

税 務

法律・労務対策事例版

No. 1708

5月の税務

《もくじ》

- 1, 自動車税の納付
賦課期限…4月1日
納期限…5月中において都道府県の条例で定める日
- 2, 4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…5月10日
- 3, 3月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所得税)・法人住民税)
申告期限…5月31日
- 4, 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3か月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…5月31日
- 5, 9月決算法人の中間申告(法人税・法人事業税・法人住民税)…半期分
申告期限…5月31日
- 6, 消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
申告期限…5月31日
- 7, 確定申告税額の延納届による延納税額の納付
申告期限…5月31日

◎税務のニュース

内閣府/休眠NP0/8064法人 全体の16%…2

◇中小企業経営者のための豆知識

社長所有の不動産を会社に貸付で節税

1. 会社にとってのメリット …3
2. 社長個人にとってのメリット …4
3. 不動産を貸すときは届出の提出期限に注意を …6

会社に貸して手持ちキャッシュを増やす方法

1. 社長の「自宅」を会社に貸す方法…7
2. 消費税の取り扱い …7
3. 社長の「土地」を会社に貸して節税する方法 …8

▼中小企業経営者のための法人税入門

第3章【費用の税務】

- 7 損金とならない租税公課
- (2) 事業税・固定資産税はいつ損金になるのか …10

○中小企業経営者のための経営・法律相談

◎贈与税の非課税財産 …12

■中小企業経営者のための仕訳の実例

◎広告宣伝費の仕訳

1. 広告宣伝費とは
- (1) 広告宣伝費の定義・意味など …14
2. 広告宣伝費の決算等における位置づけ等
- (1) 広告宣伝費の財務諸表における区分表示と表示科目 …16

社長所有の不動産を 会社に貸付で節税

土地は、会社と個人、どちらで購入したほうがお得でしょうか。

社長個人が所有している不動産（賃貸物件、土地など）を「会社に賃貸する」ことで、節税が期待できます。

新たに事業用の建物や土地を購入する場合も、個人で購入して会社に貸し、会社が個人へ地代家賃を支払ったほうが、税金を抑えることができます。

会社で所有した場合、会社の経費となるのは、土地の税金、建物の減価償却費、借入金の利息、所有資産にかかる固定費などです。一方、社長が所有して「会社に貸す」ようにすれば、「会社が社長に支払う賃貸料」も経費として認められます。

他人から物件を借りた場合、支払い先は「外部」になりますが、社長から賃借した物件については、支払い先は「社長」なので、外部にお金を出さずに、社長の収入を増やすことができます。

また、会社で土地を所有すると、固定比率や固定長期適合率が高くなり、資金繰りが悪化。銀行の財務格付けが低くなります。土地を会社で持っても、社長個人で持っても、個人会社で持っても、実態は何も変わりません。

そこで今回は、社長個人の不動産を会社に賃貸して税金の額を少なくできる理由などについて考えていきたいと思います。

1. 会社にとってのメリット

◇収入の流出防止

第三者から会社が不動産を借りると、賃料は他人へとキャッシュアウトしてしまいます。

それが社長から借りるなら、同じキャッシュアウトでも、社長の収入になり、実質外部へのお金の流出を防げます。

内輪である社長の手元にお金が残るなら、これほど安心なことはありません。

◇更新を継続して続けられる

他人から不動産を借りると、貸主の都合で契約の解除ということもあります。それが社長個人の持ち物なら、更新を断られることはまずありません。

仮に、社長が契約を更新しない場合は、それ以上のメリットがあるときでしょう。賃貸契約を他人の都合に左右されることがなくなります。

◇契約更新トラブルの回避によるコストダウン

第三者から賃借を受けると、契約の更新を断られることがあります。

また、契約を更新せずに移転する際、よくトラブルになるのが原状回復の費用です。支払額が高かったり、保証金や敷金から充当されてしまったりという経験がある方は多いはずです。

社長個人の不動産であれば、契約更新を断るということはありません。また、仮に原状回復費が発生しても、それを収受するのは社長個人となります。原状回復を工務店に依頼すれば、これは個人の不動産所得にかかる経費計算の範囲内で処理することができます。

2. 社長個人にとってのメリット

◇自分の会社に貸しているという安心感

不動産を他人に貸すのは、

「家賃をちゃんと払ってくれるのか」

「借りてくれる人や会社はちゃんと契約を守ってくれるのか」

「退去してほしいとき、ちゃんと出て行ってくれるのか」

などなど、何かと心配の種が消えません。それが自分の会社が借主なら、そのような不安はありません。

孤独な社長は、日頃からさまざまな不安で悩まされるもの、一つでも不安要素を減らしておくのは経営全体にとってもメリットになるでしょう。

◇所得税の損益通算

所得税法では所得を、不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得、給与所得、退職所得、利子所得、配当所得、一時所得、雑所得の10種類に分けています。このうち「フジサンジョウ」と呼ばれる、不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得に生じた赤字（損失）は他の所得から引くことができます。

これを「損益通算」といいます。

※ 不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、次に掲げるような損失の金額は、その損失が生じなかったものとみなされ、他の各種所得の金額から控除することはできません。

(1) 別荘等の生活に通常必要でない資産の貸付けに係るもの

(2) 土地（土地の上に存する権利を含みます）を取得するために要した負債の利子に相当する部分の金額

(3) 一定の組合契約に基づいて営まれる事業から生じたもので、その組合の特定組合員に係るもの

例えば、社長の給与所得が1,000万円、不動産の赤字が200万円出れば、この場合の総所得金額は800万円となります。

このとき、給与から源泉徴収された所得税を戻してもらえる可能性があります。

※ 不動産所得が赤字の場合は、赤字のうち土地等を取得するために要した借入金利子部分は必要経費には算入できませんので注意が必要です。

また、会社への賃貸によって個人の収入を分散することも、節税につながる理由の一つです。

経営者は会社から役員報酬、すなわち給与所得を受け取っています。税法上、給与所得は、給与収入の額に応じ、一定の計算式に基づいて控除額が決まってしまいます。このとき、同じ額の収入を給与と家賃収入とに分けてもらおうと、賃貸不動産の経費を計上することによって節税効果が生まれるのです。

例えば、賃貸不動産で修繕費が発生しその年の不動産収入が赤字となれば、給与所得の分と損益を合算して、給与所得にかけられた源泉所得税を戻してもらえる可能性があります。

不動産を貸さずに個人で使用した場合でも同じように修繕費はかかるのですから、節税になる可能性がある方を選択すべきでしょう。

◇青色申告特別控除の不動産所得への適用

青色申告者に対しては種々の特典がありますが、その一つに所得金額から最高65万円又は10万円を控除するという青色申告特別控除があります。

この65万円の控除を受けるための要件は、次のようになっています。

- (1) 不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営んでいること
- (2) これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則(一般的には複式簿記)により記帳していること
- (3) (2)の記帳に基づいて作成した貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付し、この控除の適用を受ける金額を記載して、法定申告期限内に提出すること

不動産所得は、その不動産貸付けが事業として行われているかどうかによって、所得金額の計算上の取扱いが異なる場合があります。

不動産の貸付けが事業として行われているかどうかについては、原則として社会通念上事業と称するに至る程度の規模で行われているかどうかによって、実質的に判断します。

ただし、建物の貸付けについては、次のいずれかの基準に当てはまれば、原則として事業として行われているものとして取り扱われます。

- (1) 貸間、アパート等については、貸与することのできる独立した室数がおおむね10室以上であること
- (2) 独立家屋の貸付けについては、おおむね5棟以上であること

また、不動産所得を青色申告で行うと次のメリットがあります。

○青色申告特別控除

65万円と10万円の特別控除が利用できます。

○専従者控除

家族を従業員にして給料を支払った場合、その額を必要経費にすることができます。

○赤字の繰越し

不動産所得が赤字になった場合は、3年以内であれば赤字分を繰り越してできます。

その赤字分は、黒字になった年にその課税所得から差し引ける、繰越控除を受けられます。

○少額減価償却資産の特例

30万円未満の資産であれば、毎年減価償却にせずに取得した年に全額経費にすることが可能です。

○貸倒れ損失の計上

回収できない賃貸料が発生した場合、貸倒損失もその年の必要経費として計上することができます。

◇相続税の財産評価額が低下

社長が個人的に所有している不動産を空屋にしていた場合には、相続税法上、建物は自用建物評価、土地は自用地評価となります。一方、会社に不動産を貸し付けている場合、貸家となることから、建物は貸家評価、その建物の敷地は貸家建付地評価となります。

貸家評価や貸家建付地評価は、自用建物評価や自用地評価と比べて評価額は減額されます。そのため、結果的に相続税の財産評価額を下げることになり、節税につながるのです。

3. 不動産を貸すときは届出の提出期限に注意を

社長が会社に不動産を貸して不動産所得が発生すれば、住所地の税務署は一定の届出をしなければなりません。特に、貸付を始めた年から適用を受けたい場合は、開始日から2か月以内（その年の1月15日以前に開始した場合は3月15日まで）に申請書を提出しなければ、適用は翌年までまたなければいけないので注意が必要です。

一方、貸借時に会社として行う手続きもあります。新規に事務所を設置するのであれば、税務署、県税事務所、市役所などに事業所設置の届出をします。元々社長の自宅を本店所在地として使用貸借をしていた場合などは、追加で届出をする必要はありません。

4. 高額な賃料設定は税務調査で問題になる恐れも

会社とオーナーである社長個人の取引には、「同族会社の行為計算の否認」という問題が出てきます。

一番のポイントは家賃です。

過度に高額な家賃設定は、法人の利益を減少させる結果となり税務調査でも問題となる恐れがあります。

近隣の似たような不動産賃料を参考にし、第三者から見て、妥当と思えるような家賃設定が必要です。

次は、社長の自宅と土地、それぞれを会社に貸して手持ちキャッシュを増やす方法についてみていきます。

1. 社長の「自宅」を会社に貸す方法

自宅を会社に貸す場合、賃貸と持ち家では、社長の不動産収入に対する税法上異なる点があります。

◇自宅が賃貸の場合

社長の自宅が賃貸の場合、物件の一部を会社に転貸という形になります。したがって、まず、家主さんに会社に転貸可能かどうか、確認を取っておかなくてはなりません。

会社から徴収した家賃は、そのまま家主さんに支払われますので、社長の収入として確定申告する必要はありません。

会社が負担する家賃は、賃貸物件の面積のうち、会社が使用する部分の割合で求めると合理的です。

例えば、15万円の家賃で、同じ面積の部屋が3部屋あり、その中の一部屋を事務所として使用していたなら、毎月の会社の負担は5万円ということになります。この額を、会社は経費として計上できます。

◇自宅が持ち家の場合

社長の持ち家を会社に貸す場合は、社長の不動産所得になりますので、確定申告が必要になります。確定申告にあたっては、会社の使用割合によって、次のものを経費として計上できます。

- ・固定資産税
- ・建物の減価償却費
- ・火災保険料
- ・借入の金利
- ・電気、水道代など

個人の持ち物の場合、社長の個人マネーで支払われることを考えれば、それだけでも社長の手取り収入が増えることがわかります。

ただし、社長個人が「住宅ローン控除」を受けている場合は、事業割合が2分の1を超えますと、ローン減税が受けられなくなったり、事業割合に応じて減税額が減ってしまいます。

2. 消費税の取り扱い

会社が消費税の課税取引業者に該当する場合、社長に支払った家賃は控除することができます。居住用の賃貸契約の場合、消費税の非課税取引になりますが、事業用の家賃であれば課税取引となります。

消費税の計算は

・納める消費税＝預かった消費税－仕入に支払った消費税
になります。

消費税の課税取引に該当するという事は、それだけ納める消費税が少なく済むということです。

2019年10月には、消費税が10%になることを考えたら、消費税の課税取引該当する意味は大きくなります。

一方、社長の不動産収入が1,000万以下なら、消費税課税事業者にならず、消費税を収めなくてもよいことになります。

ただし、賃貸借契約書で居住用として契約した物件を、借主が勝手に用途変更し賃貸人に伝えずに事業用として使用していた場合、原則として、貸主との間で契約変更をしない限りは、最初の契約通りに非課税取引になりますので注意が必要です。

3. 社長の「土地」を会社に貸して節税する方法

社長が個人で所有している土地に、会社名義の建物を建てているケースがあります。

会社が社長からタダで土地を借りている場合は、「使用貸借」となり、地代は無料ですので、節税にはなりません。

使用貸借として課税されないのは、大まかにいうと貸主が「個人」だからです。貸主が法人の場合は、使用料相当額の収入があったとして課税されます。そこで、無償返還方式という土地の借り方をする事で、節税することができます。

4. 土地を貸す場合の4つのパターン

社長の土地を会社で借りるときのパターンには、次の4つがあります。

- ・使用貸借方式
- ・権利金方式
- ・相当の地代方式
- ・無償返還方式

それぞれの方式について解説していきます。

◇使用貸借

使用貸借契約とは、対価を支払わないで他人の物を借りて使用収益する契約をいいます。

土地を貸す対価として地代を受け取る場合でも、その地代の水準が、貸した土地の公租公課（主に固定資産税と都市計画税）に相当する金額以下の土地の貸借は、使用貸借契約となります。

使用貸借の場合、地代は無償ですから、経費も発生せず、節税になりません。

◇権利金方式

通常の土地取引の場合、建物の利用を目的とした土地の賃貸借契約を結ぶときは、借地権相当額の「権利金」を貸主に支払うこととなります。

借地権は、借地借家法で強く守られた権利です。

いったん土地を借主に貸してしまうと、毎月のわずかな地代を支払うだけで、事実上借主のものようになってしまいます。それならそれに見合うだけの代金を頂戴しないと割に合わないということで、地代の他に借地権相当額の「権利金」を貸主に支払うわけです。

これは、社長と自分の会社の取引でも同じです。

社長個人の土地に、会社の建物を建てて地代を支払えば、借地権が発生し、それに伴う「権利金」を支払わなくてはならないのです。

もし、土地を借りた会社から権利金の支払いがないと、税務署も黙っていません。借地人である会社は、土地所有者から権利金に相当する金額の贈与を受けたとみなされ、「権利金の認定課税」をされます。

権利金の金額は、土地の更地価格の70%~90%ともなります。

権利金方式を選んだ場合、節税どころか、多額の資金が必要で、この方法は現実的ではありません。

◇相当の地代方式

この方法は、権利金の支払いをしない代わりに、それ相当の地代を支払うというものです。相当の地代の額とは、原則として、その土地の更地価額のおおむね年6%程度の金額です。仮に5,000万円の評価額なら、6%で300万円の支払いです。

たしかに、会社は経費になりますが、会社によっては資金繰りが苦しくなる場合もあるでしょう。

また、地代を受取った社長個人は、その分地代収入として確定申告せねばならず、トータルでの納税額が増えてしまえば元も子もありません。

◇無償返還方式

そこで使うのが、無償返還方式です。権利金も支払いもできない、相当の地代も支払えない、というときに使います。

この方法は、借主は土地を明け渡すときは、立ち退き料などを要求せず、無償で返還を約束するものです。それを税務署に届け出ることによって、権利金を支払わなくても、相当の地代を支払わなくても、また、それによる認定課税を受けなくて済むことができます。

この無償返還方式は、個人と個人の取引には適用できませんが、個人と法人では適用することができます。したがって、社長の土地を会社に貸してその上に建物を建てる場合でも、適用できます。

社長個人の側では、不動産所得として確定申告をする必要がありますが、土地の固定資産税は経費にすることができますので、大きな負担になることはないでしょう。

※ 利益を保証するものではありません。

なお、この方式を採用する場合は、「土地の無償返還に関する届出書」を遅滞なく、税務署に届ける必要があります。

法人税入門

第3章

【費用の税務】

7 損金とならない租税公課

(2) 事業税・固定資産税はいつ損金になるのか

法人税・住民税・事業税・固定資産税・自動車税・印紙税・延滞税など、会社が支払う税金には、たくさんの種類があります。

しかし、税法上の扱いでは、その税金の種類によっては損金にならない、すなわち、

損金不算入

となるものがあります。

その代表的なものが、

法人税・住民税

です。

法人税や住民税は、損金になりません。

しかし、損金になる税金もあります。例えば、事業税や固定資産税などは、損金になります。

では、いつ損金になるのでしょうか。

それは、税金の種類によって違ってきます。

事業税は、

中間申告書を提出した日

確定申告書を提出した日

に、損金となります。

すなわち、会社が自主的に申告書を提出しなければならない税金については、

申告書を提出した日

に、損金となります。

例えば、事業税の申告書を提出したけれども、まだ支払っていない場合、

申告書を提出した日

に、必ず損金となります。

したがって、

(借 方)

(貸 方)

租 税 公 課 ××× / 未 払 金 ×××

と仕訳することになります。

もし、未払金を計上しない場合には、
申告書別表四で減算
することになります。

固定資産税は、市町村がその金額を決定して、会社に通知してきます。
このような税金は、

その決定のあった日

に、損金とすることができます。

固定資産税は、普通4月頃に決定され通知がきます。そして、

4月、7月、12月、翌年の2月

と、4期に分けて納めることになります。したがって、6月末決算の会社は、
4月の第1期分しか固定資産税を納めていません。

このような場合、その決定があった日は4月ですから、まだ納めていない残
りの3期分について

(借 方) (貸 方)
租 税 公 課 ××× / 未 払 金 ×××

と仕訳することができます。

さらに、未払計上しないで、

申告書別表四で減算

することもできます。

このほかに、損金となる租税公課には、

- ・租税
印紙税
登録免許税
固定資産税
 - ・公課
印鑑証明書の発行手数料
住民票の発行手数料
その他公共サービスの手数料
- などがあります。

ただし、上記項目に当てはまる場合でも、事業に由来しない費目は損金算入
が認められない場合がありますので注意が必要です。たとえば、自宅の固定資
産税は損金算入できません。

中小企業経営者のための

経営・法律相談

贈与税の非課税財産

事例

私は、ある不動産会社が売り出した宅地を2,000万円で購入し、深い考えもなく遠方に住む息子（25歳会社員、生計別）名義で登記しておきましたが、先月知人に頼まれ取得価額とほぼ同額で譲りました。

ところが、先日友人に、「他人の名義で資産を取得すると、その人に贈与税がかかる」と言われました。私はその土地を息子に贈与するという気持ちは全くなかったのですが、その場合でも贈与税がかかるのでしょうか。もちろん、息子はその土地の名義人となっていることを全く知らず、その財産の管理（登記済証等の保有）等もすべて私がやっておりました。

◇アドバイス◇

財産を取得しこれを家族名義にしたり又は財産の名義変更が行われた場合においては、原則として贈与として取り扱われます。しかし、一定の要件を満たす場合には、その財産についての最初の贈与税の申告の日等前に、その財産の名義を本来の取得者又は元の所有者に直した場合に限り、その財産の贈与はなかったものとして取り扱われます。

◆◇解

説◇◆

財産を取得しこれを家族名義にしたり又は財産の名義変更が行われた場合においては、これらの行為は、原則として贈与として取り扱われます。しかし、これらの行為があっても次のような場合には、その財産についての最初の贈与税の申告若しくは決定又は更正の日前に、その財産の名義を本来の取得者又は元の所有者に直した場合に限り、その財産の贈与はなかったものとして取り扱われます。

(1) 他人名義による不動産、船舶、自動車又は有価証券等の取得が贈与の意思に基づくものではない場合

他人の名義で不動産、船舶、自動車又は有価証券などを取得し、登記又は登録が行われているが、その名義人となった者が、①その名義人となっている事実を全く知らず、かつ、②その財産を使用収益していなかったり、または管理運用していない事実が認められている場合、つまり他人名義による財産の取得が贈与の意思に基づかない場合です。

しかし、名義人となった者が、その事実を知らなかったということの確認は非常に困難ですから、取扱いでは、名義人となった者が外国旅行中であったとか、その財産の登記済証若しくは登録済証を保有していないとか、当時の状況等から客観的にその事実が確認できる場合に限られています。

また、名義人となった者が未成年者のときは、その法定代理人がその事実を知っていれば、名義人もその事実を知っていたものとして取り扱われます。

(2) 過誤等により取得財産を他人名義とした場合

上記(1)に該当しない場合であっても、共有として登記すべきものを自分単独の名義で登記したとか、また、買った株式の名義変更を証券会社等にまかせたために妻の名義になったというような場合、すなわち、取得した財産を過誤に基づくか又は軽率に自己以外の者の名義に登記や登録などをした場合です。

なお、自己の有していた不動産等又は有価証券等の名義を他の者の名義に名義変更の登記又は登録等をした場合において、それが過誤に基づくか又は軽率に行われた場合も、同様に取り扱われます。ただし、これらの場合において、それが過誤に基づき、または軽率に行われたことが、財産の取得者の年齢、使用収益の状況その他により確認できることが要件とされています。

上記(1)又は(2)に該当する場合で、他の名義人により取得した財産や名義変更のあった財産が、最初の贈与税の申告若しくは決定又は更正の日前に災害等により消滅したり、処分されたりしたため、その財産の名義を本来の取得者や、元の所有者の名義とすることができないときは、これらの本来の取得者等がその保険、損害賠償金又は処分に係る譲渡代金等を取得し、かつ、その取得していることが保険金等により取得した財産をその者の名義としたこと等により確認できる場合に限り、これらの財産については、上記(1)又は(2)に該当するものとして贈与がなかったものとして取り扱われます。

ご質問の場合は、名義人となっている息子さんが遠方に居住していて、名義人となっていることを知らず、もちろん登記済証も保有していなかったとのことから、上記(1)に該当するものと思われます。また、宅地を譲渡している場合は、その譲渡代金をあなた名義としたこと等により、本来の取得者の名義としてを確認できる場合は、贈与がなかったものとして取り扱われるものと考えます。

贈与があったかどうかは、最終的には事実認定の問題ですので、事実関係を明確にして、所轄税務署資産課税担当でご相談ください。

中小企業経営者のための

仕訳の実例

◎広告宣伝費の仕訳

1. 広告宣伝費とは

(1) 広告宣伝費の定義・意味など

広告宣伝費とは、不特定多数の人（＝一般消費者）を対象に、商品・製品やサービスの販売促進を目的とした広告宣伝、求人の広告宣伝、会社のイメージアップを目的とした広告宣伝、決算公告に支出する費用を処理する費用勘定をいう。

(2) 法人・個人の別

◇法人・個人

広告宣伝費は法人・個人で使用される勘定科目である。

(3) 広告宣伝費の範囲・具体例

◇広告宣伝費の範囲

広告宣伝の媒体（メディア）には、テレビ・新聞・雑誌等のマスコミ（マスメディア）、ポスターやチラシなどの印刷物、看板・広告塔などの屋外媒体のほか、試供品の頒布、インターネット（ホームページ）などさまざまなものがあり、これらに関する制作費用・掲載費用・発送費用などが広告宣伝費となる。

◇広告宣伝費の具体例

広告宣伝費として処理をするものとしては、具体的には、次のようなものがある。

○広告掲載費用

- ・テレビ広告代
- ・ラジオ広告代
- ・新聞広告代
- ・雑誌広告代
- ・地域情報紙などの広告掲載費用
- ・看板・広告塔・ネオンサイン・アドバルーン・電車吊り広告などの広告掲載費用
- ・電柱広告掲載費用
- ・電話帳広告掲載費用

- ポスター・チラシ・パンフレット・カタログ等の費用
- 会社案内の費用
- 新聞折込代金
- ダイレクトメールの郵送料
- ホームページ作成費用
- バナー広告費用
- 試供品（サンプル品）の費用
- 見本品の費用
- 営業活動で配布するカレンダー・手帳・扇子・うちわ・手拭い・タオル・ボールペン・ポケットティッシュ・ライターなどの費用
- キャンペーンの費用
- 展示会・講演会などの開催費用
- 広告宣伝のためのクイズや懸賞の賞金・賞品の費用
- 求人広告の費用
- 株主関連広告の費用
- 協賛金
- 官報公告
- アフィリエイト

◇ダイレクトメールの郵送料

ダイレクトメールの郵送料は、郵便料金自体は通信費に該当するが、支出の目的から勘案し、広告宣伝費勘定で処理したほうが妥当である。ただし、金額が小さい場合は通信費勘定で処理してもよい。

◇カレンダー・手帳・扇子・うちわ・手拭い・タオル・ボールペン・ポケットティッシュ・ライターなどの費用

営業活動で不特定多数の人に配布するカレンダー・手帳・扇子・うちわ・手拭い・タオル・ボールペン・ポケットティッシュ・ライターなどの費用は広告宣伝費勘定で処理する。なお、これらは、租税特別措置法および措置法を受けた租税特別措置法施行令で交際費の範囲から除外されているので、交際費勘定で処理することはできない。

◇名刺を作成（印刷）した場合

名刺を作成（印刷）した場合、広告宣伝費で処理する場合もある。

◇電話帳広告掲載費が電話使用料とまとめて請求された場合

電話帳広告掲載費の分は広告宣伝費として処理をし、通信費として処理しないように注意する。

◇協賛金

広告宣伝効果のある協賛金は、広告宣伝費勘定で処理をする。ただし、その効果のない協賛金については、寄付金勘定で処理をする。

◇アフィリエイト

アフィリエイトの支払いは、広告宣伝費勘定で処理をする。なお、アフィリエイトを受け取った側は雑収入勘定などで処理をする。

(4) 他の勘定科目との関係

◇交際費

特定の人（特定できる大口消費者・得意先等）を対象とするものは、原則として交際費として処理をする。したがって、たとえば、一般の不特定の人を対象にした抽選によるスポーツ観戦や温泉旅行などの招待、見本品・試用品、工場見学などで行われる試食・試飲にかかる費用は、広告宣伝費で処理をする。

また、取引先を介して不特定多数の人の手に渡るカレンダー・手帳・扇子・うちわ・手拭い・タオルなどの販促グッズなどにかかる費用も広告宣伝費となる。これに対して、取引先の社長をスポーツ観戦や観劇などに招待した場合は交際費で処理をする。

◇販売促進費

広告宣伝費は不特定多数の人（＝一般消費者）を対象とした販売促進費用（商品・製品やサービスの販売の促進を目的に支出する費用）等を管理する科目である。

これに対して、販売促進費は販売促進費用全般を管理する科目である。しかし、両者は明確に区分されておらず、販売促進費を広告宣伝費として処理する場合もある。

なお、直接的に販売の促進を目的とする費用は販売促進費、間接的に販売の促進を目的とする費用は広告宣伝費で処理をするという考え方もある。

◇ソフトウェア

作成費用（例えば、ホームページ作成費用）のなかにプログラム（システム）の作成費用が含まれるものについては、減価償却資産のひとつとしての無形固定資産としてソフトウェア勘定を使用して資産計上し、耐用年数5年で減価償却をする。

2. 広告宣伝費勘定の決算等における位置づけ等

(1) 広告宣伝費の財務諸表における区分表示と表示科目

損益計算書 > 経常損益の部 > 営業損益の部
> 販売費及び一般管理費 > 広告宣伝費

(2) 区分表示

◇販売費及び一般管理費

広告宣伝費は販売費及び一般管理費に属するものとして表示する。

(3) 所得税の青色申告決算書（損益計算書）記載の勘定科目の当否

広告宣伝費は所得税の青色申告決算書（損益計算書）の経費欄にも印刷されている一般的な勘定科目である。

3. 広告宣伝費の会計・簿記・経理上の取り扱い

(1) 会計処理方法

◇使用する勘定科目・記帳の仕方等

・期中

広告宣伝に要した費用は広告宣伝費勘定の借方に記帳して費用計上する。

・期末（決算時）

資産計上

販売代理店用に配布するカタログで期末に未使用のものがあれば、資産計上する（貯蔵品勘定に振り替える）ことが望ましい。具体的には、棚卸しによって決定された未使用のカタログ等を広告宣伝費勘定の貸方に記帳するとともに貯蔵品勘定の借方に記帳して資産に計上する。

ただし、税法上は、每期おおむね一定数量を継続的に取得・消費をするものについては、貯蔵品として、資産計上する必要はないとされている。また、少額のもの、あえて貯蔵品に振り替える必要はない。

・翌期首

振替処理

資産計上した場合、翌期首には、前期の期末在庫を広告宣伝費勘定の借方に記帳するとともに貯蔵品勘定の貸方に記帳して振替処理を行う（費用に振り替える）。

◇資産計上

販売促進に不可欠の費用としての広告宣伝費は必要経費または損金に算入できるが、かかった費用のすべてを広告宣伝費として費用処理できるのではなく、以下の場合には資産として計上しなければならない。

・減価償却

看板、広告塔などで、耐用年数1年以上で取得価額10万円以上のものは、構築物や器具備品などとして固定資産に計上し減価償却の対象としなければならない。ただし、青色申告者が30万円未満のものを取得した場合については例外がある。

・繰延資産の計上

特約店などに宣伝用の陳列棚などの資産を贈与した場合の費用は、その効果が1年を越えて及ぶので、税法上の繰延資産に計上し、償却していくことになる。なお、この場合、長期前払費用などの科目を用いて処理をする。

(2) 取引の具体例と仕訳の仕方

広告宣伝費とは、不特定多数の者に対する宣伝的効果を意図して支出する費用である。カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手ぬぐい等の名入りのもの、折込広告、ダイレクトメール、チラシ、看板、車内広告などである。税法上「広告宣伝費」は全額損金となるが、特定の者を対象とする「交際費」は損金となる額に限度があるので、その区分を明確にしなければならない。

1 宣伝用のカレンダー、手帳、扇子、うちわ、手ぬぐい、テレホンカード等に支出したとき

例題 カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手ぬぐい、その他これに類する宣伝用物品をまとめて注文し、納品と同時に65万円を小切手払いした。期末までに在庫になった分はわずかである。さらに、ラジオ、テレビに出した宣伝について、520万円小切手払いした。

広告宣伝費 820,000 当座預金 820,000

★ポイント★ 上記の多数の者に配付することを目的とし、主として宣伝効果を意図する少額な物品を贈与する費用は広告宣伝費となり、交際費に該当しない。

2 一般消費者に抽選付き販売を行ったとき

例題 製造業者である当社は一般消費者を対象に金品、旅行、観劇等の抽選によって費用120万円を現金払いした。

広告宣伝費 1,200,000 現 金 1,200,000

3 見本品・試用品の供与を行ったとき

例題 得意先等に対する見本品・試用品の供与に、150万円の製品を使用した。

広告宣伝費 1,500,000 製 品 1,500,000

4 広告宣伝用資産を贈与したとき

例題 当社の製品名入りのどん帳（耐用年数5年）を、10月1日に得意先への広告宣伝のため、120万円小切手払いして贈った。当社は3月末決算日である。

10/1	広告宣伝費	1,200,000	当座預金	1,200,000
3/31	長期前払費用	1,000,000	広告宣伝費	1,000,000

★ポイント★① 償却年数 = $\frac{\text{その資産の法定耐用年数}}{\text{法定耐用年数}} \times 0.7$ (1年未満の端数は切り捨てる)
 上記の償却年数が5年を超えるときは、5年を償却年数とする。

② 償却年数 = 5年 $\times 0.7 = 3.5 \rightarrow 3$ 年

償却額 = 1,200,000円 $\times \frac{1}{3} \times \frac{6}{12} = 200,000$ 円

長期前払費用 = 1,200,000円 - 200,000円
 = 1,000,000円

③ 広告宣伝用の固定資産の購入に要した支出、すなわち広告塔、野点看板、包装宣伝車、ネオンサイン、陳列棚等はいずれも各耐用年数に応じて、上記①②と同じ計算処理をする。

5 広告宣伝の期間が経過したとき

例題 前期例題4の長期前払費用100万円について、さらに1年経過し決算期末となったとき

10/1	広告宣伝費	400,000	長期前払費用	400,000
------	-------	---------	--------	---------

★ポイント★ 償却額 = 1,000,000円 $\times \frac{12\text{か月}}{30\text{か月}} = 200,000$ 円

6 広告掲載費を支払ったとき

例題 3月31日で広告掲載日の有効期間が完了したので、4月1日に翌年3月末までの広告掲載費用60万円を小切手払いした。当社の決算日は9月30日。

4/1	広告宣伝費	600,000	当座預金	600,000
-----	-------	---------	------	---------

★ポイント★ 9月30日に、前払費用30万円計上が原則的処理である。ただし、支払日から1年以内に提供を受ける役務にかかわる前払費用は、継続適用を要件として、支払時に一時に損金経理できる。

4. 広告宣伝費の税務・税法・税制上の取り扱い

◇消費税の課税・非課税・免税・不課税（対象外）の区分

広告宣伝費は消費税の課税対象となる（仕入税額控除の対象となる）。